

会 議 録

1 会議名

第4回上越市自治基本条例推進市民会議

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 市の取組に関する事項についての協議（公開）

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成24年10月10日（水） 午後2時から午後4時まで

4 開催場所

上越市役所5階 第2委員会室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 今井 不二子、岩井 文弘、内山 美恵子、浦壁 澄子、小山田 房子、川室 京子、栗田 英明、小林 毅夫、小林 美佐子、志村 喬、野島 賢一、増田 和昭、渡邊 隆

・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治地域振興課：宮崎副課長、足利係長、柳澤主任

8 発言の内容

【宮崎副課長】

ただ今から第4回自治基本条例推進市民会議を開会させていただきます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。部長の方から御挨拶をさせていただきます。

【笹川部長】

今日は会議に御出席いただきましてありがとうございます。天気も落ち着いて、秋晴れでございますが、この休みにずっと市役所に出ています。熊が山で食物

がないということで、三郷地区の西松野木に出ました。一昨日辺りはバローを超えて看護大学の近くまで行っているということで、今日はまだ未確認ですが高田高校と南城の間に熊らしきものを発見という通報もありました。私どもも驚いておりまして、行楽地で山に出掛けることもあるかと思いますがくれぐれも気を付けていただきたいということと、朝晩の薄暗いときに多い、日中は動きませんのでそんなことも頭に入れて、遭わないことが一番いいのですが、パニックにならないようにゆっくり動いていただくとありがたいなと思います。

前回ですが、条例の関係につきまして御審議をしていただきまして非常に活発になおかつ効率的に審議できたなと思っております。今日からは市の取組関係に入っていきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【宮崎副課長】

議事に入りたいと思ひますが、本日、横山座長におかれましては、急用のため御欠席という連絡がございました。したがひまして、設置要綱の第5条第4項の規定によりまして、栗田副座長から会を進行していただきますのでよろしくお願ひします。

【栗田副座長】

栗田でございます。副座長が表に出ることは無いと思ひていのですが、余り慣れておりませんが皆さんの御協力で議事を進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

本日の会議ですが、2時間を目途に予定をしておりますので速やかな進行になりますように御協力をお願ひします。

議事に先立ちまして、本日使用する資料について事務局から説明をお願ひします。

【宮崎副課長】

— 資料の確認・説明 —

【栗田副座長】

ありがとうございました。

早速、議事に入りたいと思ひますが、本日の議事の進め方ですが、まずは前回、継続審議となりましたNo.5について審議。同じく継続審議になりましたNo.23か

ら25の委員公募について審議していきたいと思います。そこまで終わりましたら、先ほど事務局から説明がありましたとおりNo.10から順番に行っていきたいと思いますが、その中でもまず○の部分の先にやって、その後、△、×というふうに進めていきたいと思います。

No.5について事務局から説明をお願いします。

【宮崎副課長】

No.5の意見について私の方から説明させていただきます。

地域協議会の委員の選出方法としまして選挙、準公選制という方法を取ることについては、合併協議の中でも十分に時間をかけて議論をされた項目であります。地域協議会を住民自治を充実させる上で極めて重要なシステムであるというふうにしていくには公募公選制がポイントであるということで合併協定書の中にも盛り込まれているものでございます。それを受けまして公募公選制が本市における地域自治区制度の根幹を成すものであり、最高規範である自治基本条例に規定してあるものでございますが、この規定を落とすということになりますと、公募公選制自体が個別条例により存続するとしても、本市の自治に取り組む姿勢というものが後退したように取られるというおそれがあるということから事務局としては、これは改正するものではないと考えております。

また協議のポイントであります「条例の規定が原因となって、具体的な不都合が生じていないか」という点におきましても実際に不都合が生じているわけでもありませんので、こちらの理由からも改正する必要はないと考えております。

なお、参考までに申し上げますと条例制定時の議論の中で議会の自治基本問題調査特別委員会というのがあるのですが、そちらからも今回と同様の意見が挙げられていましたが、これに対する当時の市民会議の皆さんの考え方として、この規定が必要であるという議論になったという経緯がございますので、こちらの方も御参考にしていただければと思います。以上です。

【栗田副座長】

ありがとうございました。今の事務局からの補足説明と前回、渡邊委員から御指摘があったのは、この第32条については、いろんな意見もあるのでみんなで意見交換をしたいという申出がありましたので、まず、それについての皆さんの

御意見等がありましたら議論をしていきたいと思いますが、いかがでしょう。

今の説明の中では、公募公選制の3項のを中心にお話がありました。渡邊委員が言っているのは、3項だけの話を言っているわけではなくて、32条そのものが他と比べてバランスが悪いというようなことだったと思いますので、そこも含めて検討していただければと思います。

【増田委員】

事務局から説明がありましたように大きな不都合はないと。バランスが悪いというのは若干ポイントだと思えますが、バランスの悪さがあるとしても実施運営上の大きな不都合は結果としてはないというふうに認められますので、当初からこの会議がそういうスタンスで進めてきて、今までの前の8項目の条例の文言についてもそういう判断できておりますので、これについてもその判断でよろしいのではないかと思います。それともう一つは、前回の私の発言にもありますようにバランスの悪さはあるのだが、ましてや他の条例と比較という面を見たときは、趣が違って見えるというのがあるのですが、なるべくこの条例を見ただけで大勢の人に根本が理解してもらえるように作りましょうというような思いで作って、逐条解説もかなり踏み込んで書いてあります。そんなことを考慮していただきながら基本的にはこういうところはこのままということで、もう一つ言えば、条例が定着していないという中でいろいろ変えてしまうとますます分かりづらいものになってしまうということも考慮した上で、ここはこのままでよろしいのではないかと思います。以上です。

【渡邊委員】

私が口火をきったのであれなんです。今日、事務局から説明された内容については、十分理解できるので、増田委員がおっしゃったように表現的なことを私の方から言っているの、それが根幹に関わるという言葉が出ていますから、市民会議の制定の時からあったといえ、これを残しておくということに私は異論はありません。

【栗田副座長】

渡邊委員からお話がありました。皆さんの方でやはり変えたほうがいいとか、変える、変えない話をしているわけではないのですが、ここについての意見交換

していますので、意見があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(よしの声)

では、意見がないようですので、ここについて改正をするかどうかということについてお諮りをしたいと思います。

改正をした方がよいという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

では、改正の必要はないということで結論を出したいと思います。ありがとうございました。ここについての意見書については、先ほど事務局から説明があったとおり事務局の方で前回やりました協議事項の内容も含めて意見書の案を作るということになりましたので、それをもって話し合いをしたいと思います。お願いします。

それでは、前回からの継続審議であります23から25について引き続き進めたいと思いますが、これについては、先ほど事務局から説明をいただいた資料No.4の議題調整票取りまとめ結果で、ここについては、上の方の一覧表の中にある先日協議したNo.23から25の公募委員に加えてNo.54も協議すべきだということで、これも○とするということで一覧表になっております。No.54について小林委員から補足説明があればお願いします。

【小林（毅）委員】

そこに書いてあるとおりで、より幅広い立場の人から地域活動、検討委員会のメンバーとして参加してもらえるようにしてほしいということでもあります。条例の認知度を向上させて様々な活動に参加する市民を多くしていく必要があるだろうと、同時に地域活動への参加者や各種検討委員会の委員が特定の委員に限られることがないように選任の公募にも工夫をしていくことが求められているように思うということでもあります。

【栗田副座長】

前回、他の委員の方にも説明をしていただいたのですが、ほとんどの方が忘れていていると思いますが、プラスして補足することがありましたらお願いします。

事務局から資料の説明をお願いします。

【宮崎副課長】

こちらの資料No.3は、前回の会議において公募委員に関する協議で参考となる資料を提出するよう御指示いただいたことを受け、御用意させていただいたものです。

皆様に議論していただくのに先立ちまして、前回の会議において委員の全部を公募委員とすべきではないか、半数以上を公募委員とすべきではないか、といった御意見を皆様からお出しいただいたところですが、これについての事務局の考え方をお示ししたいと考えております。

まず、市の審議会等については、それぞれの設置目的によって、専門家の意見を必要とするものがあったり、審議内容に関係のある団体の意見を必要とするものがあったりするなど、様々な性質のものがあることから、各審議会ごとに委員構成を定めているというのが現状でございます。全てを公募委員にしたり、半数以上を公募委員にしたりした場合には、公募に応じた市民が特定の団体に属していたり、同じ活動をしている方に偏るということも想定される。そのような場合に、本来は幅広い分野の方から意見を聴きたいにもかかわらず、特定の意見しか聴くことができない、その設置目的を達成できないということが考えられるということでございます。公募委員の人数や比率などの基準につきましては、条例を制定したときの「みんなで創る自治基本条例市民会議」においても議論になったところですが、今ほど申し上げた理由により、一概に基準を設けることは妥当ではないということで、逐条解説に「各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募の在り方を検討し、明らかにしていく」ことを記載させていただいているところですので、この逐条解説に記載してある取組が不十分ということであれば、私どもとしましては徹底を図っていくことが必要であると考えております。以上です。

【栗田副座長】

ありがとうございました。これを含めて意見、質問等がございましたら協議をしたいと思います。

【志村委員】

今の資料に関してですが、公募委員の設置された定数が決まっているものと「な

し」というのがあります。これについては、どういうふうなお考えで今まできているのか。實際上どんな形で、「なし」の場合、公募委員の数というのは決まっているのか教えていただきたい。

【宮崎副課長】

公募委員の定数は、それぞれ「あり」「なし」が付いていると思いますが、各課のほうで人数等を内規なりで定めておりまして、その範囲の中で決めているというような状況です。ですから「なし」というところにつきましては、実際に、例えば学識経験者、何人くらい公募に応募した市民の方が適当かということがそれぞれで判断して設定をしているということで書かせていただきました。

【志村委員】

公募の方は、公募であるという形で公になりますよね。そこでの応募の数によっても変わる。それも勘案されるということですよ。公募の希望者ですよ。

【宮崎副課長】

公募の前に応募者を何人取るかということはそれぞれ決めて公募をかける。

【志村委員】

「公募なし」ということは、そうではなくても「公募なし」と書かれている場合があるという解釈ですか。

【宮崎副課長】

記載それぞれバランスがあると思うのですが、「なし」については、それぞれ内部の規定であるのですが、それぞれの担当課の判断もあると思いますが、「なし」というふうに記載されているものと思います。

【増田委員】

今の意見の関連なのですが、実は「なし」と書いたところも広報を見ますと公募数2名とか、公募数若干名と書いてあるんです。ということは今説明がありましたようにそれぞれの課で心づもりをして、そこに「2名にしよう」とか「3名にしよう」ということでやっておりますので、それからいくと実質的には定数があるというふうに考えても良いと思うのですが、「若干名」とか「2名にする」とか「3名にする」とかいう判断なんです、それぞれ担当課の判断に任せるということではあります。ただし、ある委員会については私は「どういう経緯で2名

にしたんですか」とお聞きしましたら、「他の委員会が2、3名なのでうちもそれに倣って2、3名にしました」というようなご説明をいただきましたので、本来の自治基本条例で言っている、特に審議会の解釈のところ「委員の選任基準や選任の経過を明らかにする」というふうなところで、これはあんまり意識されていないというふうに感じております。前回の会議の時に御意見をいろいろいただきましたが、市民がサービスの受け手ですので、ある程度市民の皆さんにも入っていただく必要がある。今、事務局で特定の団体の市民とおっしゃいましたが、実は有識者と言われている人たちを見ますと特定の団体の人が有識者に入っているんです。それからいうと、言い方が悪かったら謝っておきますが、特定の団体の有識者の方が出てきたときに、その団体の活動範囲のことは分かるけど、それ以外のことは分からない。例えば人にやさしいまちづくり推進会議という会議に福祉団体が出てきていますが、ユニバーサルデザインのことが分かるかというところ半分くらいしか分からない。他のことに関してはもっと分からないというふうなことになるけど、市民であったとしても、ある程度その分野に詳しい市民を入れることはやぶさかではないと。むしろ市民に全体を見渡す幅広さを求めることは相当無理がある。そんな市民はほとんどいない。ということから考えますと、もう少し緩やかに踏まえてみんなで考えましょうという雰囲気を作っていた方が、市民としても自由に意見が言える場になるし、市政への参加というものができるものといえますと、もう少しここは改善が必要なんだと思います。以上です。

【足利係長】

確かに担当課の方に聞かないと明確には答えられない部分もあるのですが、大体の数というのを決めて、人数が1人とか2人とか入っていて要綱にバチッと入っているもので、それ以外の「なし」というのは、ある程度の幅を持って公募はしますよと。その中で例えば、来た4名の方の中でいろんな審査をした中で4名の方を取る場合もあるし、その中で2名を取るということで、その辺、幅を持たせるという意味であえて「なし」として、明確な数字が入っていないという部分もあるということで御理解いただければと思います。

それから増田委員から御指摘いただきましたが、現在、市の方でこういう委員

会を作る場合、新たに作る場合ですが、要綱を作って、市の法務担当の部署が精査をします。今回、我々の自治基本条例の市民会議を作る際には、法務担当の方でチェックをいただいています。私どもの方へ「こういう委員会ができますよ」という話が来たときに、例えば公募が入っていない場合は、法務担当からこちらに来て、「公募が入っていない」と。我々としては「公募が入っていない理由は何ですか」「それは専門知識とか関係ないんじゃないですか。市民の皆さんの公募枠を設けてください」という形でキャッチボールはさせていただく。こちらの方でチェックはさせていただいています。人数については各協議会、審議会の中の性質であるとか、応募枠の多い少ないというのがあるので、その辺まではこちらのほうで明確に「何人以上にきなさい」というところまではできていません。

【志村委員】

今の御説明とか増田委員の前段の話とか資料の見方を説明していただければ分かりました。

【浦壁委員】

二点ほど質問させていただきます。

例えば健康とか福祉に関する問題は、すごく全市民的ですごく関心を持っている方は多いと思うんです。そういうふうなところで例えば45番の「高齢者見守り支援ネットワーク」の会議が委員数が24人もあって公募委員の定数がないのですから本当に良いと思うのですが、公募が2名しか応募してないことと2名いるのに公募の委員数が1名になっているということは、よほどこの1名の人が不的確だったのかという問題があるんです。

例えば48番の「介護保険運営協議会」。介護保険料もすごく上がったりして、いろんな会議に当たっていると、みんなこれについてもものすごく関心がある。これは34人もいて定数もないから良いのですが、応募数が8名しかしないこと。それから公募の委員が2名にしかなくなっていないということ。これも人的に不的確があるのかという点がかかなりバランスが欠いているところがあります。その点、お聞きしたいのが一つ。

それから、これだけの委員を応募して、これだけの委員会があつて委員数も相当公募もあるのに私も注意して見ていないのもあるのかもしれませんが、市民に

こういうふうな委員会とか審議会があるということが周知徹底されるような方法を取っていらっしゃるのか。意地悪な見方をするとあんまり触られたくないと思って、そこで意地の悪い考えをすることはいけないのですが、そういうような真意を疑うような感じがしないでもありません。あとは、先ほど副課長さんがおっしゃったように選定については、概略的なものはよく理解をしています。専門性とか関係する団体、様々ないろんな性格があって、その中に幅広い市民からいろんな意見をいただくとする大義名分はよく分かるのですが、実態はチグハグではないかと思うのですが、その二点について教えていただきたいと思います。

【足利係長】

ありがとうございます。今、私どもの他の課のことなんでどういう形で選定したかというところまでは把握できていないのですが、我々の立場だったらどうかというところでご説明させていただきます。

今回これで8名のところ2名であったりとかした場合に不的確だったかどうかというところで、必ず応募された方が「私は何で落ちたんだ」という説明の要請を受けた場合に、我々としては説明責任で納得していただけるようなものがないと失礼に当たりますので、そういうものはきちんと対応していると思います。私どもの今回の会議もお陰様で13名の方から手を挙げていただきました。当初は全員応募していただいた方を取りたいという思いなのですが、人数を多くすることによって皆さんで議論ができなくなるのではないかということで、8名という半数を公募という形にさせていただきました。ただ、残り5名の方については、きちんと私どもも「なぜ、私が駄目なんですか」と言われたときに説明できるようにきちんと審査をして点数化をして、来ていただいたときには、「こういうふうな形で審査をしたが、こうなりましたので申し訳ございません。今回は残念ながら」ということで説明ができるように対応はしておりますので、他の課においてもきちんとしているものだと思っております。

二点目についてですが、周知の徹底については、委員の募集に限らず、私ども市の全ての周知というのは、いつも問題になるのですが、イベントをやるときも人が集まらないと市民の皆さまからも私ども上司からも「周知が足りないんじゃないの」というお声をいただくのですが、周知としては、広報であるとか、地域

協議会のときは有線放送を使ったりとかいろんな形ではやるのですが、なかなか周知の徹底というところが私どもも一番課題かなと思います。ただ、今回の市民会議の方は同じようなやり方で募集をかけているのだと思うのですが、皆さん方からは13名の方から手を挙げていただきましたが、中には2名とかゼロというところもあるので、その辺、周知方法をこうすればいいというのはないのですが、積極的に、私たちの考えとしてはやっているというところは、是非御理解いただければと思います。

【浦壁委員】

周知のところで広報には必ず載っているのですか。

【足利係長】

載せています。

【浦壁委員】

失礼しました。私も見落としていたんですね。でも一杯あるんですね。やはり考えようによっては、これだけの委員会、審議会があるから市民は意見があったらこういう場を大いに活用すればいいのかもしれませんが、やはりそういったことを考えると、折角の委員会や審議会がなかなかうまくいろんな幅広い意見を集約されることが難しいという段階にあるわけですね。

【足利係長】

浦壁委員のおっしゃるとおり、今まだ大勢の方が積極的に手を挙げていただいているという状況にはできていないのかなと。公募枠を広げたとしても、それに皆さんがこぞって手を挙げていただく状況にないというのが事実かと思います。

【浦壁委員】

応募の仕方を見ますと、かなり厳しく書いてありますよね。募集の動機とか、普通は物を書き慣れた人や何かをしている人でないとあれを見ただけで難しそうなことを書いてありますし、ああいうのを見て一般市民は、たとえ高齢者支援とか福祉とか自分がどっぷり高齢者になって意見を言いたいとかって人にとっては折角30何人とかでもそういった面できちんと文章が書けるとか、そういう能力的なものは皆さんが二の足を踏むんじゃないかと思うので、もう少し公募の仕方や用紙、広報でお知らせしてくれるのは良いのですが、役所とか他の場所に用紙

が置いてありますよね。用紙の書き方ももう少し工夫をされて、いろんな人の意見を本当に皆さんの意見が必要ということでしたら、それなりきの画一的な、例えば高齢者とか子育てとかいろんなレベルのものも、入札とか報酬審議会とか相当勉強しないと入りこめないような審議会と同じようなパターンの申込書の書き方、そういうところももう少し工夫していただくと関心のある方は一杯いるので、そういうことを課題に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから子育ての「少子化を考える市民懇談会」。こども課なのですが、委員数が18名いて公募はたった3人なんです。これは学識経験者とか産婦人科とかお医者さんとかか分かりませんが、一応こども課ですし、やはり一番これに関する市民懇談会ですから審議会とかで諮問する機関でもないわけですから、こういう懇談会的なものは委員の数を多くしても、本当にそういうふうに思っていられるなら、なぜこの公募がたった3名なのか。こういうところは本当に画一的にやらないといけないからやっているというふうな感じに取られるのですが、いかがでしょうか。

【足利係長】

この資料について一つ一つこれがどうだということもあれなんで、後ほど浦壁委員に説明したいと思いますので。担当課にもお伝えしますので。

【浦壁委員】

でも個別のことを求めているんじゃなくて全体的にすごくお座なりだと私は思います。こういうふうな委員会とか公募とかに関しては、ワンパターンでとにかくやらないといけないというふうなところは、やっぱり進めて前向きに取り組んでいただきたい。この課がどうの、あの課がどうのとかではないわけです。そんな点で、具体的に見てやはり公募委員に関してはもう少し前向きに検討していただきたいなと思います。

【野島委員】

今ほど論議されている中で公募委員が参加して実際に行われる会議なのですが、我々は市民会議の一般市民からの公募という形で出てきているのですが、こういう会議でこういう活動をされているということが私、今、不思議でしょうがなかったのは、始まって4回目になっているにも関わらず、広報上越にも報道されて

いないし、新聞社にも報道されていないということは、まるっきり公募はしたけど何をやっているんだ、ということをおの人に知らせることによって、「俺も今度、応募してみようか」ということのお機会になると思うんです。そういう面でお提案書とそういう面の広報活動が足りないのではないかというふうにお平日頃思っていたのですが、いつ広報に出るのかなと思っていたけど全然出てこないし、一般の新聞やテレビでも出てこないし、公募してやった会議がお市民の方々はどのようなふうに進んでいくのかということも知らせるべきではないかなと感じました。

【足利係長】

ありがとうございます。新聞社等への情報提供は、来て下さいということはお全ての会議でお願いを出しております。我々の規則の中で、このような会議をするときにはお市民の皆さんにきちんとお伝えをするということで、お市民の皆さんが傍聴ができますよというようなものも出してありますが、残念ながら取材は前回はタイムスさんが来た程度です。広報の方はおっしゃるとおりでお出せばよかったですがお、会議自体が、審議会が沢山あるので、通常のお広報の紙面上、「こういう結論になりました」とか「会議が始まりました」とそのくらいしかできない状況でおやっております。こちらの方からお広報の方にお話をさせていただきたいと思ひます。

【野島委員】

ですから「委員会が始まりましたよ」「結論はこうなりましたよ」とスタートとラストのところをお広報ではそれは仕方がないんだと、中間的なものは無理なんだということでお。でもスタートの時にこれがお出なかったから。

【足利係長】

どちらか一方がお今の現状です。

【野島委員】

そういう意味で、私はやり方が悪いということではなくて、お市民に対してPR不足でお広報上越を使うなり、新聞社とかそういうところへ積極的に声を掛けていくとか。市の記者クラブがあっても、しよっちゅうこういう会議があるので、何か防災があつたとか何とかというものだったら記者がお集まるようですが、こういうのがなければ集まらないと聞いているのですが、そこはお皆さんの努力でお来ても

らうようにしてください。

【足利係長】

分かりました。

【今井委員】

この資料を見ますと、確かに学識経験者がいなければならないというものもあると思うんです。でもそれだって市民が関わるわけですよね。そういうことであれば、やっぱり学識経験者と専門知識を持っている一般市民もいると思うんです。だから一応、応募をかけてみる必要があると思う。私たちがこういう形ができたときに懸念していたのは、市民に参加といってもどこまで参加させてくれるのかという懸念が非常に多かったんです。確実に入れてほしいと言ったのは、できれば委員の半数くらいは欲しいという希望をしたのですが、それを今、見直しですので、ここで逐条解説の方に、委員はできるだけ市民の公募を、というところを付け加えていただきたいと思います。どうしても審議会は専門の知識を持った人でなくては駄目だよというものは別として、ほとんどは市民がそこに関わってくるわけです。今おっしゃったように福祉の問題でもそうですし、防災の問題でもそうですが、ほとんど市民がそこに関わっているわけです。そういう声も聞く必要があるし、参画してもらう必要があると思います。

【足利係長】

今井委員のおっしゃっているのは、どこの団体も属さない市民の方を入れるということですか。

【今井委員】

そうです。

【足利係長】

いろんな審議会には先ほど説明したとおり目的みたいなものがあって、そこに関係する、どうしても話を聴きたいという方がいると思うんです。その方も同じ市民の方になるかと思います。どうしても聴きたいというどこにも属さないフリーの一般的な市民の人の意見を聴く枠を残しておくという考えで来ているのかなと。自治基本条例を作った時の代表者会議の議論を私ども全部確認したのですが、意見をいただいたのは、沢山の一般市民の方が入ることによって決して全てが良

いわけではない。ケースバイケースが考えられるのではないかと。市民として意見が言えるところを一つ空けておく。市民の意見が言える余地を少しでも残しておいてほしい。というような声があったというふうに確認いたしました。代表者会議では、目的や委員の役割が違うものであるということから、その基準を設けることとか半数以上とかはできない。その辺は目安を示すということは難しいという結論に至ったというふうに聞いております。

私は、その半数が、今井委員には失礼かもしれませんが、全て良いのかという疑問がありまして、手を挙げていただいている、今みんながこぞって手を挙げていただいている状況にない中で半数にすることはどうなんだろうとちょっと思っています。というのは、サイレントマジョリティ。大多数の市民の方というのは、自分の意思表示をされない。でもその方が市民の一般的な御意見なんだと思います。それを公募枠を広げることによって、サイレントマジョリティ、一般市民の方の意見を吸い上げることができるかという、違う話なのではないかと私は感じているのですが。

【今井委員】

半数にしろということではないんです。1とか2とかに市民はびびっちゃいます。自分が10何人もいる中に1人2人で出て行って何か言ってやれるのかなという懸念はあると思います。だから応募もしてこないんだと思います。ある程度、例えば10人だったとしたら、そこの4人とか、半数じゃなくてもいいですが、4人とか5人を公募で選ぶという方法を取ったらいかがでしょうか。そうしないと推進しないですよ。市民はどんどん離れて、この前もお話ししましたが、「ああいうところに行ったら先が見えているから」という言い方ですよ。だから皆さんの気持ちが離れていくわけです。そうではなくて、基本条例という折角いいのができたのですから、それを推進するためには、ある程度市民から話を持っていて、自分の言ったことが何とかなったわという思いを大事にしてほしいなと思うんです。

【宮崎副課長】

この中にもありますが、我々も取組をしていないというわけではございませんし、例えば48番、先ほど浦壁委員から介護保険のお話がありましたが、備考の

ところに書いてあるとおり、数が少ないですが、委員改選というのは、例えば2年間とか3年間というサイクルがあるわけです。そこでうまくいかないと次の改選もできないということになりますので、まだ条例ができて4年ということで、我々はできるだけ公募委員を増やす、意見を聴くという努力はしているということで、例えば介護保険協議会につきましては、10月20日で委員は4人でしたと備考に書いてありますが、書いてあるから分かるのですが、それ以外のところにも委員を増やしていく取組もしていますので、全く取り組んでいないということではないということをお願いしたいと思います。

【小林（毅）委員】

基本的にこれができたときのお話を先ほど事務局からお話がありましたので、私はそれを全部議論した上で来ているので良いだと思います。私も主催する立場にいた人間ではありますが、目的を達したいという気持ちもありまして作っていきますから良いのですが、今井委員からお話がありましたように公募に応じた市民のその会議における存在とか位置とか扱われ方とか、そこも考える必要がある気がするんです。私、実際皆さんと一緒にやっておらずおらずとしゃべってみたけど、他の人と比べると俺の意見は違っていたのかなと。それが続くうちに黙ってしまわれる方がいますから、公募して論文を書いたりしますよね。せめてその中でもいいから、他の専門家とは違う意味で入ってきたこの人の意見を聴いてあげる場とか時間を確保してあげる。あるいは議長が「ここは公募であるあなたの意見を聴きたいので次回にお願いします」とか「20分あげますから是非」とか。そういう工夫というのがあることによって、その市民の意見が反映されたことが会議のメンバーも分かるし、結果的にそれが考慮されれば分かってくる。そんな工夫がいるんじゃないかなと思いました。

【足利係長】

ありがとうございました。この会議に当たる前にこれを所管している行政改革推進課と協議をしてきたのですが、行革の方も小林委員と同じようなお話をしている、公募の人数ではなくて会議の進め方が問題になるんじゃないかと。その工夫というのももう少し考えていく必要があるというふうな御意見をいただいておりますので、今後の参考とさせていただきます。

【栗田副座長】

大分長くなっているのですが、事務局に質問をする場と意見交換をする場と少し分けたいと思います。事務局の答える時間が一番長くなっていますので、そうではなくて委員の方同士の意見交換をしたいと思いますので、まだ事務局に質問のある方は挙手をしていただいて、その後に意見交換にいきたいと思いますが、ほぼ質問も意見も終わりましたか。とりあえず23から25に関しては閉めたいと思います。

ここについては、初めてなのでもう一度おさらいをさせていただきますが、先ほどの「協議パターン」という資料の中で今の場合は、○のところにありますので、○の中では意見書を条例改正のところに付けるのか、この会議の意見書として指摘をしていくのか、それとも整理表をそのまま付けていくのかの三つになるんですが、どれにしていくのかというのを決めなくてはいけないのです。先ほどちょっとあったのが、逐条解説の方を、というようなお話もありましたが、逐条解説の修正そのものをこの意見書に条例改正に関する意見として掲載するというところも含めますので、条例そのものか逐条解説かというのは一番左の項目です。そこで一つ自分たちの意見として、会の意見として集約をしてきちんと申出をしましょうという、会議の意見の意見書として、というのが真ん中です。それから、このままの今までどおりの整理表をそのまま提出してもらえばいいですよというのが一番右ということになりますので、これがどれに該当すべきかというのを皆さんの方で今までの議論を踏まえて考えていただければと思いますが、多数決を取ってもよいでしょうか。多数決という方法でよろしいでしょうか。早く進めたいので決めていきたいと思います。中身については後で議論をしますので、条例改正の逐条解説の修正と言うのに該当すると思われる方はいらっしゃいますか。

(2人の挙手)

意見書としてみんなで意見をまとめましょうというところに賛成の方は挙手をお願いします。

(9人の挙手)

残りの方は、そのままでいいということだと思いますので一番多かった真ん中

の意見書として、この会議の意見をまとめるということで進めたいと思います。その中の中身について少し議論をしなければいけないのですが、時間が少なくて焦っていますので今までの出された意見を踏まえて、もう少し意見を言って、これを入れてほしいという意見がありましたら出してもらって、その後で先ほどの意見を加えて一つにまとめたと思います。皆さんの方でここについて、これはどうしても市の方に言うておかなければならないというのがありましたらお願いしたいです。市に言うて、市の行政に、ということで止まるものではなくて、そこからそれぞれの団体へ、市民へこういうふうに対応してほしいというのも含めて全部をまとめて出すということになりますし、最終的には意見書の案文は事務局の方で作ることになりますので、今はとりあえず意見だけを出して、いらぬものは捨ててまとめるという形を取りたいと思いますので、まずは意見を出してもらおうと。時間がないので端的に発言をお願いします。

【増田委員】

今、意見書に挙げるということになりましたが、栗田副座長がおっしゃったように今後どういうふうにかされるのか。いかされなかったら文字にして終わりになってしまうので、ここで皆さんから知恵を出していただいたことがいきないので、市長に添付の報告と意見書として指摘とありますが、この違いを明確にさせていただいて意見書に指摘したものについては、行政の中で市長の命令によってというか、各種団体にも情報を発信して、「こういう論議がされたので、こういう方向でやっていきたいです」というのを広く周知していただくという配慮を是非お願いしたいです。

【栗田副座長】

これについて部長から説明をお願いします。

【笹川部長】

今回の市民会議の結論は、条例改正に関する意見というのは今のところ多分ないんだろうなと思います。そこで、意見書にする記載がこの会議の重要な次回に向けての一つの一里塚になっていると思います。そういう意味では、ここに書いてあることそのものは当然内部で検討しますし、市政運営に非常に重要な参考にしながらやっていくということになっていますので、そこは御理解をいただきました。

いと思っております。

【栗田副座長】

そうでないと市民会議そのものが全く意味のないものになりますので、ちゃんと受け止めていただくための会議だと思います。増田委員よろしいでしょうか。

【増田委員】

はい。

【川室委員】

先ほどから広報が足りないという意見が沢山出ていました。私は今回は地域協議会からという立場で参加していますので、地域協議会の話をしたと思います。地域協議会は今、公募が大体70%から80%の中で収まっています。すごい比率だと思います。ただ、この自治基本条例で設置された地域協議会なのですが、実はこれが発足する前に、市役所の方から「これができます」と沢山説明がされたと思います。されたはずなのですが、私は始め、何を根拠にどういう趣旨で集められたものなのか基本的によく分からないで参画している。ですから、地元の町内会長会とか既存のグループとかから屋上屋だというものすごい反発がある。結局、仲良くしましょう、いろんなことしましょうということでできたはずなのに対立がどんどん深まっているという現実があります。私は春日区なのですが、いろんな方からのお話を伺えば、パイの少ない地区になればなるほど、つまり地域の力のある方が出てこられるので、その方の鶴の一声でどんどん決まっていつても審議することがなかった。あつと言う間に決まっている。私どものようなパイの大きいところでは、いろんな考え方が人がいて、町内会長会からのすごい苦情や脅迫じみたものがきて本当に大変なんです。ですから説明するならばきちんとしてほしいし、しないのであれば適当にしてほしい。そうしないと本当に困っています。その辺の広報をなんとか整理していただきたい。大事なことだと思いますので市民が仲良くして活性化しましょうという目的が、全く反対に動いているということもあるんです。

【栗田副座長】

皆さんにちょっとお断りしたいのですが、今出していただいた意見に言いたいことが沢山あるし、補足したいことも沢山あると思いますが、それをいちいちや

っていると話が長くなるので、それも含めて他のことということで話をしてもらって皆さんに意見として受け止めていく形にさせていただこうと思います。

【小林（毅）委員】

まとめ方というか、ここで指摘された委員会、審議会のような場合、これは自治基本条例でいう自治の基本であるという意味から説明されて個々に必要性が説かれて、私が先ほど言ったように会議の持ち方等が書かれるということで、今までにあった制度をまとめるのでいいと思うんです。「ただし」という一句を付けて、「今回、新しく設けられた地域協議会については」ということで、「今回終わりませんが時間を取っていく」。実態と今後の在り方を付けて、「なお、この本体に一番関わりのある地域協議会については」ということを全体プラスαに付けて、ここはこう膨らませるといような進め方にしたらどうかなと思います。

（賛成の声あり）

【栗田副座長】

賛成ということでよろしいでしょうか。それも含めて取りまとめさせていただきます。

それでは、ここで皆さんの意見を集約しなければならないのですが、集約をしている時間がなくなっています。今、意見をどんどんいただくということにしていきたいと思いますので、それをどこかで皆さんの目に見える形として事務局にまとめてもらいますので、それをもって最終的な意見書を作るときに意見調整をするという形を取りたいのですが事務局はいいですか。

【足利係長】

はい、いいです。

【栗田副座長】

よく話を聴いてください。基本的には答えることより、みんながどういう意見を出すかというのを聴いてもらいたいんです。というのが主となりますのでよろしくお願いします。

それでは23から25番の項目を終了したいと思いますので、これ以降は最初の説明にありました議題調整票取りまとめの結果の○を付けてもらった一覧があると思います。この表を見て、10番から順番なのですが、まずは太枠の四角で

囲まれた数字の順番で一つずつ○のところだけ終わらせていきたいと思います。○については、先ほど説明したとおり三つの選択肢がありますのでどれにするかということを決めるということになります。その前に意見をいただくということにして、最終的にどれにするかを決めたいと思います。

進め方ですが、意見整理表に従って進めるわけですが、細目というのがあるのですが、23から25番とやったように、細目の委員公募というのをまとめてやった形になっているのですが、細目ごとに、基本的には一括してやっていくということで、それを分けるかどうかというのは座長に任せたいと思いますが、そんな形で進めていきますがよろしいでしょうか。

(よしの声)

それではNo.13ですが海野委員が欠席されているので飛ばします。

No.15 市政モニターアンケートということでNo.15-1から15-3まであります。No.15について今井委員から順に補足説明がありましたらお願いします。

【今井委員】

特にありません。

【増田委員】

考え方のところで私は市民の声をもっと広く聴かないと、市政モニターがいても判断するのは無理があるんじゃないかという趣旨の意見を挙げてあります。実はもっと多くの市民の声のアンケートをやっているのです。この意見に対する考え方の次回の市民の声アンケートに合わせて実施するなどということを書いてありますので、次回いつ実施するのか。

【事務局】

来年です。

【増田委員】

来年ですか。そのときにしっかり入れ込んでいただいて、その結果を分析する中で対策を練ってという方向がきちんと出れば、それでよろしいというふうに思っています。

【栗田副座長】

この欄について、事務局並びに増田委員へ質問のある方はお願いします。

それではここについて意見交換をしたいと思います。意見のある方はお願いします。

【志村委員】

ここは、検証と言いますか、見返すためのアンケートなのですが、形式的にアンケート自体のデータがないので、こういった質問や議論が生まれる。私も分からなくて質問があって初めて、何人からという話があったので、それぞれに戸数とか性別とかある程度の属性を必ず記していただく形で。無作為でやっているわけですから、ある意味、市民の現在における意見集約であるという形で今回は使っていただいてもよろしいのではないかと思います。

【栗田副座長】

意見ということですか。

【志村委員】

そうです。表記の仕方に問題があったということです。

【川室委員】

回収率がどこかで表現されているのかどうか。

【事務局】

すぐには分かりません。

【栗田副座長】

他にないでしょうか。

(なしの声)

それでは、判断をしていきたいと思います。条例改正か、意見書か、意見整理表を添付かということになるのですが、ここについて条例改正と逐条解説ということですが、条例改正等が必要かどうか。なしでよろしいでしょうか。

(よしの声)

それでは意見書として指摘する必要があるという方は挙手をお願いします。

(3人の挙手)

他の方は、ただの添付で良いということでもよろしいでしょうか。

(よしの声)

それでは、整理表としての添付ということで決めたいと思います。

【浦壁委員】

すみません。質問なのですが、意見整理表というのは、これを添付して市長に報告とありますよね。この整理表というのは事務局の方で作るのでしょうか。

【栗田副座長】

最初にいただいたこの資料です。

【浦壁委員】

これで出すわけですね。これを添付するわけですね。

【栗田副座長】

はい、そうです。

次はNo.20市民参画の原則（第4条第2号）で私ですが、補足説明はございません。皆さんの方で質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので意見交換をしたいと思います。

【小林（毅）委員】

基本的には、ここが一番の問題だと思います。委員の公募が少ないというのもみんなここにきているんですね。ただし、市が行政上打ってくる手となると、どうしてもパブリックコメントとか市政モニターとかになるのですが、これ自体が、市民がこんな公募をやりたいとか、あるいは民間団体やJCVを使うとか、何かを使うとか、ジャックランドとかありますよね。そういうところに具体的な事例を挙げて「委員の公募ってこんなに少ないんだって」というのが例えば載ったとか、地域協議会の話がかなり生々しそうなので載せられないかもしれませんが、そういうことを市民に知ってもらっていく。いろんな方法とここにも書いてあるのでそれこそがこの会の一番の提案事項になるのかな。市が求めるより市民がいろんな立場で来ていますので「私ならこんな方法が良い」というものをみんなで挙げる。あるいは、公募して市民の人に知ってもらうには「アイデアありませんか」と高校生に募集して応募してもらうとかいろんな広げ方がいるんじゃないか。問題はここなんだと思います。

【浦壁委員】

私もそれはそうなのですが、条例について云々するわけですから意見書を出すとかですから、これは、ここで挙げたことを指摘事項という形で今の私たちの

要望を指摘事項として、指摘事項ですからかなりはっきりしていますよね。広報の仕方とかバランスを欠いているとか、指摘事項にするとかなり明確になると思う、意見整理表を添付するより。ですから私は条例としての形を今しているわけですから、私個人としては、こういうふうなやり方で指摘事項として挙げてするほうがすっきりするんじゃないかなと思います。

【栗田副座長】

他にございますか。

なければ意見が出揃ったということで判断に入りたいと思います。条例等の改正、意見書、添付の三つです。まず条例改正が良いという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

意見書として提出するという方は挙手をお願いします。

(7人の挙手)

そのままでもいいだろうという方は挙手をお願いします。

(5人の挙手)

ということで、ここについては12名中の7名なので過半数ですので意見書として何らかの取りまとめをするということで、今ほどお二方から意見がございましたのでこれらも含めて、この辺を再度まとめていきたいと思います。

次にNo.26パブリックコメントに進みます。1から3とありますが、この三つについて委員の方から補足説明をいただきたいと思います。

【今井委員】

補足説明はありません。

【増田委員】

ここに書いたように回答が的外れになっている。言い訳になっているというのが実際あります。皆さんがそれを実際に見てみないと確認ができないと思いますが、私は一つの提案として行革のパブリックコメントと、つい先日行われた第3次環境計画のパブリックコメントを資料として皆さんにお配り願いたいと思うんです。それを見ていただいた上で、この件については次回皆さんの感想を伺いながら論議していったらいいのではないかと思います。

もう一つ、意見に対する考え方のところで「各案件の担当課が実施している」とあるのですが、ついだからお話しますが担当課だけの実施にしているのかと。パブリックコメントは広報対話課の担当ですが、広報対話課に聞くと、対話課はちゃんとチェックしていますというのですが、中身の回答が良いかどうかというのは「この回答は不適當だよ」というのはチェックしておらないようなので、そこら辺を含めて次回に皆さんに論議していただければと思います。

【栗田副座長】

もう一度、資料にするものを教えてください。

【増田委員】

行革の第4次行政改革のパブリックコメントと第3次環境計画のパブリックコメントの質問と回答を皆さんにサンプルとして見ていただいて、その結果、ここで話をするということにすれば、より分かりやすいと思いますのでお願いします。

【栗田副座長】

今、増田委員から行革と環境のパブリックコメントが出ているのがあると。その質問と回答を参考資料として皆さんに見ていただいた後で協議をしたいんだという意見がありました。その手順でよろしいですか。

【渡邊委員】

ここで意見をして、どういう方向に行く想定されていますか。

【増田委員】

とりあえず実態がこうなっているというのを。

【渡邊委員】

こういうふうにならざることを示したいのですか。

【増田委員】

そうです。

【渡邊委員】

それは、みんな読んでいるんじゃないの。

【増田委員】

回答までは…

【渡邊委員】

読んでいなければ、パブリックコメントじゃないですよ。勉強が足りないんですよ。でもそれをやるわけですか。

【増田委員】

やらないと。皆さんご存じじゃないと思う。

【渡邊委員】

それを勉強するわけですか。

【増田委員】

いや、次回までに読んできてもらって、その結果を…

【渡邊委員】

そう。読んできてということね。それはいいです。読んでくるのはいいです。ここで出して読むと言ったから、それはあり得ない。

【栗田副座長】

増田委員が御指摘をしているのは、回答が的外れだったり、言い訳があったりしたという26-2に対しての具体例だということで見んなに見てもらいたいというのが今の趣旨ですので、それを見た上で協議をするか、そんなもの必要ないというかなのですが、いかがでしょうか。渡邊委員の方はいいです、ということでしたが皆さんの方はいかがでしょうか。まずは事務局からオーケーをもらわないといけないのですが。資料が出るとすれば…

【渡邊委員】

資料は公開されているので出していいんです。それを便利なように配ってもらえればいいんです。

【栗田副座長】

その後、ここに戻るといふことでよろしいでしょうか。

(よしの声)

事務局は、よろしいでしょうか。用意できるということでもよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。用意して次回の会議までに事前配付いたします。

【岩井委員】

それは各自宅に郵送していただけるのでしょうか。

【事務局】

はい、郵送させていただきます。

【栗田副座長】

分かりました。No.26については、後日ということでお願ひします。

次、No.27、28、29協働の原則（第4条第3号）について一括でやりたいと思います。細目の名前は書いてありませんが、一つずつ27-1について増田委員から補足はありますか。

【増田委員】

ここに書いてあるとおりであります。

【栗田副座長】

No.28については今井委員、補足はありますか。

【今井委員】

書いてあるとおりでです。

【栗田副座長】

No.29について、私ですが、ここに書いてあるとおりののですが、「市民社会へのアプローチによる新しい公共の創造」という言葉は分かりますか。何度も読んでいるけど理解ができなくて、新しい公共という言葉そのものがどういうことなのか分からないというのも分からないのですが、その後に「創造」と書いてありますが、これって誰が何を創造しろと言っているのかというのが一つあるんです。それが前提なんです。これについて考え方が書いてあるのですが、この答えそのものが全く理解できないという状況です。実際には、行革としてこれを書いてあるので行革だと思いますけど、協働について書いてあるんですね。協働について書いてあるけど、協働はパートナーとしての市民とかNPOとか市民活動団体とかというのがありますが、その人たちの立場とか属性とか目的とかというものがあって、それをお互いに理解しながらやっていこうというのが協働だということとそこに載っていますよね。だけどこれは行政の方から何かをするといつて、何をするのかよく分からない。何かをするといつていて、何かを一緒に作っていこうといつているのか、行政として何かを作ろうとしているのか、それとも市民に何かを作れといつているのかよく分からない状況なので、もう少し

市民に分かるように書いた方がいいんじゃないというのが私の意見です。

事務局から補足説明ございますか。

【事務局】

特にはないです。

【栗田副座長】

これについての御意見はございませんか。

【渡邊委員】

論点なんです、今、おっしゃったのはよく分かる。これはできた時に言うべきことだ。これは時代を経てどうなったかということ議論しているので、私も先ほどデザインがどうのこうので引っ込んだので、引っ込めたっていいんじゃないですか。この手のことを言ったら一杯あるんです。そういう意味で時代を経て古い、とかを議論しましょう。何時間やっても駄目だと思うんです。

【栗田副座長】

他に御意見ありませんか。

【小林（毅）委員】

国もそうだし市もこの流れに行くはずであったし、私も一時期内部にいましたが、これを使って市のコミュニティ・スクールも動き出している。その部分で、本来ならこの言葉が載って前面に市民に理解してもらおう。密室の世間だか私は分かりませんが、それがどこかでトーンダウンしてしまっていることが原因なんですよ。コミュニティ・スクールと出しましたが、NPO法人やくびき野NPOなんかやっているのもそうでしょうし、元々からいえば、安塚なんかがどんどん自治が動いてきたのも、新しい公共の芽が出て来ていたのだから、本来ならでかかと新しい公共が今これからの日本の進め方だということていくはずなのですが、この言葉自体がぼしゃってきたので、市議会の答弁なんかを聞いていても言いたはずのことがしぼんでいますよね。違いますか。私の感じかもしれませんが、それがこうなったのは。渡邊委員が言われたように、その言葉を使ってきた意図と見解をどこかで説明して市民に説明をしてあげることが大事なんじゃないかと思います。本来はこれが目玉で、この自治基本条例がすごく前に行くはずだった言葉ですから、意外とみんなが分かっていないというのは、それが進んで

いないということですよ。

【今井委員】

市民が分からないようなこと、いつもこういうふうな協働とか新しい公共とかいうのが出てくるのですが、分からないのであれば、もっと分かる言葉でできないのですかね。

【川室委員】

上越国際交流協会の仕事をしておりますが、上越市は「協働」という言葉を、いつも「協働しましょう」と言いながら仕事が始まるのですが、両方やはり協働に対して成熟していないということを非常に感じます。ですから協働というのはそうやって傷ついたり、つまずいたりしながら、もう少し時間がかからないと駄目なのかなというのが現状ですので一番最初に学長さんがおっしゃられたように、もう少し時間が必要。熟成する部分が必要なところもあるのかなと感じます。

【渡邊委員】

「協働」という言葉は、恐らく私たちが義務教育を受けている時には、この字はなかったと思う。だから我々が理解するのは大変で、今おっしゃった意見どおり、この言葉を具体的にやることで、この漢字とこの漢字でこうなんだ、と理解をして市民の中で私たちが獲得していかなければいけない行為なんです。そういう意味合いで、今はこの言葉を残して、今井委員は分かりにくいと言ったけれど、分かりにくいんですよ。しかし、これは新しく出てきた概念で、例えば環境の問題もそうですし、我々小さい頃は環境なんてなかったです。そういう問題で地球を意識するようになったのと同じで、協働は人間と人間の間の横のつながりをどうするかという非常に重要な部分を言っているわけです。それを、仲良くしましょうなんて簡単なことではなくて、一つの政治目的、あるいは一つの行事をやるときにこういうふうと一緒にやるのが協働なんだということを理解するために基本条例は恐らく作られたんだと思うんです。そこは大切に理解して戻ったらいかがかと思うので、栗田委員には申し訳ないのですが、そここのところはいじらないほうがいいなというのが私の意見です。

【栗田副座長】

他によろしいでしょうか。

判断に移りたいと思います。改正等をした方がいいという御意見の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

意見書を通してきちんと載せた方がいいという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

そのまま整理表として載せていくということで決めさせていただきます。

続きましてNo.34の多様性尊重の原則(第4条第4号)についてですが、No.32、33、34と一つになっていますので、まず増田委員からNo.32、33について補足説明がありましたらお願いします。

【増田委員】

このところは、「意見交換をする」ということで「そこそこにはしています」というふうに市の方でも検証していますが、実際的に実効が目に見えてこない。上がってない。いろんな不平不満があるというようなことから考えるとやり方についてももう少し工夫する余地があるのだろうということで私は意見として挙げさせていただきました。

【栗田副座長】

今井委員も補足説明があればお願いします。

【今井委員】

確かにいろいろやっているようには見えるのですが、本当に板についているのかというと、そこまではいっていないし閉そく感を持っていると思われるので、この辺をもう少し、意見に対する考え方にも書いてあるのですが、もう少し前に進めてほしいなと思います。

【栗田副座長】

事務局から補足はありませんか。

【事務局】

ありません。

【栗田副座長】

質問のある方はお願いします。

ないようですので意見交換に入りたいと思います。意見のある方はお願いします。

す。

よろしいでしょうか。

それでは、判断を決めたいと思います。条例改正の必要があるという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

意見書を通してきちんと載せた方がいいという方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

ここについては、意見整理表をそのまま添付するという結論にしたいと思います。ありがとうございました。

次は、No.40、41、65の事務事業評価ということで一つの括りとしたいと思います。増田委員から41番と42番と65番について補足説明があればお願いします。

【増田委員】

事務事業評価については、昨年から言っているのですが、ここに条例の趣旨と実際にやっていることが若干ずれがあるのではないかなというふうに思いまして、市民参加による事業評価というものが必要だという観点から意見を挙げさせていただきます。

【栗田副座長】

No.40は私ですが、40番の欄の「意見に対する考え方」のところで「確認事項No.20への回答」と書いてあって、それを含めてほとんどが行政の方が書いたりして、指摘については十分理解をしているのですが、報告書にあったのは、結論として「近いうちに取り組むことは考えていない」という表現があったので、これにカチンときたというか、逐条解説の26、27ページを見てもらうと背景の考え方というところがあって○が三つあるのですが、ここに同じことが書いてあって三つ目の○のところでは、「ただし、市民参加による行政評価については専門性、中立性等の課題があり、第三者評価は、費用対効果の点で課題があるため、こうした点を踏まえた取組が必要となる」となっていますし、条例にも第2項で「この評価を取り入れるように努めなければならない」というふうに努力義務として定めてあります。条文にも書いてあるし、逐条解説にも書いてあるにもかか

わらず、このことは、これを制定する時から分かっているにもかかわらず、努力としてやってくださいねと書いてあるのに取り組む考えはないといっているから、それは問題だろうというふうに思ったので挙げさせてもらいました。

これについて事務局から補足説明はありますか。

【足利係長】

行革の方でお話を聞いた中での説明になりますが、こちらの条例の方を見ると「行政評価を行い」と書いてあって、行政評価の中にいくつかの種類があるかと思えます。今回、市の方で「やっていない」とお叱りを受けたのは、事務事業評価です。政策評価、いろんな評価を含めての行政評価。そこに市民の皆さんの評価を入れなさい。政策評価の中には、市民の皆さんから入っていただいている部分もあってやっております。今回の事務事業評価に関して、ここに書いてあるとおり、なかなか市民の皆さんに事務事業と言われているもの全てを評価をいただくというのは、なかなか難しいという判断で今回、事務事業評価という評価の中ではお願いをしなかったということで、御説明を書いてあるというものだと思います。

【栗田副座長】

質問から始めたいと思います。それぞれの委員、または事務局に対して質問のある方はお願いします。

【増田委員】

考え方で「直ちに取り組むことは考えていない」ということは、全くやらないということではないというふうにも取れますので、でしたらそんな刺激的な言葉は使わないでいただいて、「いろいろな課題を解決しながら実施に向けて検討をしていきます」みたいな表現の訂正をしていただければ、我々も難しさはよく分かっているので納得できると思います。

今ほど御指摘がありましたように、逐条解説にはそのまま書いてありますので逐条解説に反対するような回答を書くのは、いかがなものかと思えますので、その辺のところを訂正していただくのと、それから「市民の専門性や中立性の点で問題がある」というのは逐条解説にも書いてあるのですが、じゃあ市民が信用できないのかということにつながってしまうので、これもできれば言葉としては落

とした方がよかろうというふうに思います。では、どうすれば専門性、中立性をしっかり確保していけるのか。市民は確保していないというふうに私たちに挑戦しているんじゃないかというふうに考えちゃうので「そうではない」と「そうではないけどいろいろ問題があるので検討していく」というふうに改めてもらえればいいのではないかと思います。

【栗田副座長】

確認させてもらいます。今の専門性、中立性の件については、逐条解説の中にも指摘されていますが、そこを消せということですか。

【増田委員】

いや、こっちの考え方のところから落とす。意見に対する考え方のところから落とす。逐条解説は落とさないで。

【栗田副座長】

逐条解説に書いてあるから、その言葉はそのまま使っているんだと思うのですが、その辺はどうですか。

【増田委員】

今はまだ全然やっていないわけですから、逐条解説でこの言葉は適当とは思えません。落とさなければいけないというところまではしないことにして、考え方の中から落とすというふうにして、いっぺんにバサッとという考え方ではなくて、一つの一定の方向性を出すということで、ここでもって確認ができればよいのではないかなというふうに思っております。逆にここに書いてあるけど、なんでここに書かないんだということを言われると困るのですが、そうではないということをしっかり記述した上で文言を落とすというふうにしていただければと思います。

それから、「費用対効果の面で課題がある」と書いてあるのですが、こういうところに費用対効果を出していいものかどうかというところがちょっと問題があると思います。要は、お金のかかることはやらないよと宣言してるので、それは問題なんじゃないかな。やはりお金がかかっても必要なものはやるという考え方をしっかり根底に置いておかないと、行政の衣の下に鎧が見えたみたいなことをやったら非常にまずいのではないかというふうに思いますので、そのところも表

現上工夫をしていただきたいなと思います。表現を工夫するという事は、考え方そのものを修正していただきたいという意味が含まれているのですが、私としてはそういうふうをお願いをしたいと思っております。

【栗田副座長】

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

ないようでしたらパターンに沿って決を取りたいと思います。よろしいですか。

【志村委員】

今の点は、報告書の文言について三点出たわけですね。最初の一点目で「取組に関して考えていない」というのは、事務局サイドで表現を変えるという形で私は理解をしているのですが、その後に出ました二点に関しては、どういうふうな扱いになるのか。これは、ここで表現が変わった話になる場合とそうではない場合でこの先の対応が変わってくると思うんです。

私の意見を申しますと二点の方は、こういった話もあるわけですが、これ自体が条例にのっとって行政としてお書きになっているので、かえって市民参加を行う場合に云々かんぬん等が抜けるのはちょっとおかしいのではないかなという形で、私は最後に文末だけ変えていただく形で進めていただければなと思っております。

【栗田副座長】

今の意見でその扱いをということではありますが、増田委員の方は、それは意見としてお聴きしておくだけでいいのか、増田委員のおっしゃったことを協議した方がいいのかどちらでしょうか。

【増田委員】

気持ちとしては、条例解説からそのところは落とした方がいいのだろうなというふうには思っております。専門性と中立性の観点から問題があるんですね。逐条解説にそう書いてあるのですが、これは書き過ぎなんじゃないかなと思われるので、できることなら表現を変えるなり、落とすなりということが好ましいというふうには思っています。

【栗田副座長】

逐条解説そのものを変えた方がいいだろうとおっしゃっているんですか。

【増田委員】

その二つの言葉を逐条解説から落とせるものなら落としたい、ということです。

【栗田副座長】

増田委員としての意見をお聴きするということと、そこについてもう少し掘り下げてみんなで協議した方がいいのではないかという意見があるわけですが、これについて皆さんはどう思いますか。

私は増田委員の意見は意見としてお聴きをしておこうと思って進めてきたのですが、これで条例解説・逐条解説の修正も含めてということに皆さんが手を挙げれば、そこに関してはもう一度皆さんとやらなければならないと思っていますし、意見書に載せるものとしてというのであれば意見書に載せるものとして考えたいと思いますし、それからもう一点あるのは、先ほど増田委員が言ったのは、その報告書の文言の訂正か、整理表の文言の方を訂正しようということをおっしゃったのだと思っているのですが、おっしゃったことはそういうことですね。

【増田委員】

はい、いいです。

これの「意見に対する考え方」を変えたらどうですかという意見を言ったのですが、そういう面倒なことではなくて、そこら辺にいろいろ問題があるので手取り早くすっきりさせるのは、このことを意見書に書いてまとめると。今、指摘したい事項は専門性、中立性の表現に問題があるだろう、費用対効果の表現に問題があるだろうというふうに思っております。この「意見に対する考え方」を直すのではなくて、そこに問題があるよということで意見書として出すというふうにすれば一番すっきりするのかなというふうに思っております。

【栗田副座長】

ということで志村委員、理解をしてもらえますか、進め方として。先ほどおっしゃっていただいたのは意見として受け止めますが。その表現をどうするかということについては、まだそこまでは踏み込んでいない。

【志村委員】

一点目に関しては、ちょっと表現をかまうという形で理解をして、二点目と三点目に関しては、○×の下のところがありますが、そういった形でこの意見をど

ここに位置付けるかということで考えてよろしいですね。

【栗田副座長】

はい。それによってもう一回協議をするかを考えて下さい。他の方、よろしければ結果に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よしの声)

ただ今のことについて、条例改正、逐条解説を含めて改正、修正が必要だと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

意見書として何か記載をしていくべきだと思われる方は挙手をお願いします。

(3人の挙手)

他の方は、そのまま整理表としてということだと思いますので、それに従っていきたいと思います。ありがとうございました。

時間もないのですが、No.51から55までが残っているのですが、5分しかないのですが、いずれにしてもNo.13も残っていますし、No.26のパブリックコメントも継続ということになっていますので、次回ということで今日の協議はここまでということにしたいと思いますが、御了承ください。よろしいですか。

(よしの声)

今日は、ここまでということで終わらせていただきたいと思います。

最後に、今日の協議内容を確認させていただきたいと思いますが、事務局からお願いしたいと思います。

【柳澤主任】

それでは、本日協議した内容の結果ということで確認させていただきます。

一番始めに条例改正に関する事項で、No.5の都市内分権、地域自治区については改正不要ということになりました。

市の取組に関する事項に入りまして、No.15の市民の声については整理表を添付して報告ということになりました。No.20の市民参画の原則のところですが、こちらの方は、指摘事項として意見書に掲載するということになりました。No.23から25まで及び54については、一括して審議していただきましたが、委員公募に関することについても意見書へ指摘事項として掲載するということになり

ました。No.26のパブリックコメントについては、次回までに事務局の方から資料を送付いたしまして、次回に協議いただくということになりました。No.27から29までの協働の原則に関するのですが、こちらについては整理表を添付して報告ということになりました。No.32、33、34の多様性尊重の原則についても、整理表を添付して報告ということになりました。No.40、41、42、65の評価に関するのですが、こちらにつきましても、整理表を添付して報告ということになりました。以上です。

【栗田副座長】

今の報告で何か問題、質問等がありますか。

それでは、本日の会議は終了したいと思います。

【増田委員】

すみません。資料No.5が添付されてきたのですが、これをどう扱うかということで次回にやっていただければいいと思うのですが、これは私たちが意見交換をした中の項目でありますので、次回確認ということで意見書と併せて検討するというので。

それから、前回、地域協議会に確認する必要があるんじゃないかと意見をされたのですが、市の方で検討しますと言っておられましたが、それについてはどういうお考えなのか、今日はお聞かせいただけないかどうかと思います。

【宮崎副課長】

資料No.5についてと地域協議会の意見ということについては、次回の開催までに検討結果を皆さんに報告したいと思いますのでよろしくお願いします。

【笹川部長】

先ほど川室委員からお話があった地域協議会に対する研修ということは必要であるかなと思っております。地域自治のここに根拠があるんだよというのは、地域協議会のことも要約されていますので、そういう基本的なところは研修としてやっていきたいと思っております。

【栗田副座長】

増田委員よろしいでしょうか。

【増田委員】

はい。

【栗田副座長】

それでは、私の方で担当しました議事については終了したいと思います。最後に事務局から総括して次回の日程等の報告がありましたらお願いします。

【宮崎副課長】

次回の第5回の日程につきましては、先般、皆さまに文書で御案内させていただきましたとおり、10月24日（水）14時から、この部屋の隣の第3委員会室で開催する予定としております。以降の日程につきましては、調整の上、皆様にお知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

【栗田副座長】

以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL:025-526-5111(内線1429)

E-mail: jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。